

逗子市安全安心アクションプラン(防犯編)資料

資料3-1 主体別施策の経過

資料3-2 刑法犯発生率(神奈川県内)

資料3-3 刑法犯認知件数の推移

資料3-4 逗子市防犯推進連絡協議会規約

資料3-5 自主防犯活動を行う地域住民・防犯ボランティア団体の活動状況について(警察庁資料・抜粋)

犯罪のない安全・安心まちづくり施策の経過について

資料3-1

施策年月	施策者				備考
	逗子市	神奈川県	政府	警察庁	
昭和23年(1948年) 3月	横須賀市逗子警察署設置				
29年(1954年) 7月	神奈川県逗子警察署となる			警察法改正	
29年(1954年) 11月	逗子市防犯協力会創立(市補助金2万円)(昭和40年協会と改称)				防犯協会の前身
36年(1961年) 3月			防犯灯整備対策要綱		東京オリンピック対策
平成 3年(1991年) 5月			暴対法施行		
6年(1994年) 1月				警察署地域防犯連絡所設置	
7年(1995年) 6月				交番・駐在所連絡協議会要綱	
12年(2000年) 2月			地方自治法改正により、防犯は自治体の重要な事務となった	安全・安心まちづくり推進要綱制定	
13年(2001年) 3月		神奈川県警察署協議会条例施行			
14年(2002年) 4月	PTA(子ども緊急避難所設置)				
15年(2003年) 9月			犯罪対策関係会議開催(初回)		
15年(2003年) 12月			世界一安全な国の復活を目指す関係会議		
17年(2005年) 3月	安全安心まちづくりプロジェクトチームの検討報告				
17年(2005年) 4月		犯罪のない安全・安心まちづくり条例制定			
17年(2005年) 6月			犯罪対策関係会議		安全で安心なまちづくり全国展開プラン
18年(2006年) 4月				安全・安心まちづくり推進要綱の改正	

施策年月	施策者				備考
	逗子市	神奈川県	政府	警察庁	
20年(2008年) 8月	逗子市防犯推進連絡協議会設立(委員9名)				県からの補助金42万円
21年(2009年) 4月	市民協働部生活安全課に警察OB1名非常勤				
22年(2010年) 4月				犯罪が起きにくい社会づくりの推進について(通達)	
23年(2011年) 4月		県暴力団排除条例施行			
23年(2011年) 10月	逗子市暴力団排除条例施行				
25年(2013年) 4月	警察OBを「防犯アドバイザー」とした				
25年(2013年) 10月			「世界一安全な日本創造戦略」を発表	右戦略を踏まえた取り組みの推進(通達)	オリンピック視野
26年(2014年) 3月	略・逗子市海水浴場改正施行(日本一)				条例全面改正
26年(2014年) 8月				安全安心まちづくり推進要綱改正	防犯カメラ関係を追加
27年(2015年) 11月	教育委員会が警察と連携の協定締結				
28年(2016年) 4月		地域防犯力向上補助事業開始			防犯カメラ、連携事業
28年(2016年) 12月			再犯の防止等の推進に関する法律施行(議員立法)		
29年(2017年) 4月	市・地域防犯カメラ補助事業開始 防犯部門を防災安全課に移管				

## 刑法犯発生率(神奈川県内)

順位	平成27年				平成28年			
	市町村	人口※	認知件数	発生率※	市町村	人口※	認知件数	発生率※
1	大和市	233,280	2,387	1,023	厚木市	225,605	2,370	1,051
2	厚木市	225,331	2,199	976	大和市	234,028	2,361	1,009
3	平塚市	256,347	2,412	941	平塚市	258,205	2,239	867
4	箱根町	12,835	114	888	海老名市	130,678	1,052	805
5	寒川町	47,687	402	843	綾瀬市	84,427	655	776
6	海老名市	129,797	1,071	825	寒川町	48,114	372	773
7	小田原市	194,190	1,536	791	開成町	17,319	131	756
8	大井町	17,189	135	785	小田原市	193,326	1,429	739
9	相模原市	723,884	5,293	731	藤沢市	426,999	3,115	730
10	綾瀬市	83,837	609	726	相模原市	721,770	5,244	727
11	藤沢市	422,305	3,014	714	松田町	11,062	79	714
12	座間市	129,060	903	700	座間市	128,880	893	693
13	愛川町	40,098	279	696	箱根町	11,635	80	688
14	松田町	11,233	76	677	大井町	16,919	116	686
15	茅ヶ崎市	238,629	1,555	652	愛川町	40,145	253	630
16	川崎市	1,473,658	9,458	642	川崎市	1,490,269	9,177	616
17	横浜市	3,719,589	23,544	633	茅ヶ崎市	240,086	1,379	574
18	逗子市	57,590	361	627	横浜市	3,732,768	21,280	570
19	横須賀市	404,293	2,532	626	逗子市	57,581	326	566
20	伊勢原市	101,439	610	601	横須賀市	403,779	2,219	550
21	山北町	10,785	63	584	中井町	9,604	52	541
22	開成町	17,079	96	562	湯河原町	24,651	128	519
23	三浦市	45,154	252	558	伊勢原市	101,780	527	518
24	秦野市	168,072	912	543	秦野市	166,635	756	454
25	南足柄市	43,159	226	524	清川村	3,190	14	439
26	湯河原町	25,399	133	524	二宮町	28,212	123	436
27	鎌倉市	173,000	752	435	南足柄市	42,855	186	434
28	中井町	9,687	42	434	大磯町	31,465	136	432
29	大磯町	32,434	139	429	鎌倉市	172,277	711	413
30	二宮町	28,479	122	428	三浦市	44,606	183	410
31	真鶴町	7,440	30	403	真鶴町	7,153	18	252
32	葉山町	32,385	83	256	山北町	10,435	26	249
33	清川村	3,218	6	186	葉山町	32,091	62	193
	不明	0	319		不明	0	436	
	平均			676	平均			635

※発生率:人口10万人当たりの発生件数を算出したもの(認知件数÷人口×10万)

※人口:平成27年は10月、28年は11月のもの

## 刑法犯認知件数の推移

年	全国	神奈川県	逗子市				
			総数	凶悪犯	粗暴犯	盗犯	その他※
平13	2,735,612	179,692	750	1	22	620	107
平14	2,853,739	190,173	809	2	22	690	95
平15	2,790,136	186,290	776	9	28	602	137
平16	2,562,767	183,148	778	6	37	573	162
平17	2,269,293	142,920	642	5	32	472	133
平18	2,050,850	122,703	507	0	31	347	129
平19	1,908,836	112,529	415	2	38	281	94
平20	1,826,833	113,556	453	2	35	304	112
平21	1,714,001	98,216	368	2	41	271	54
平22	1,604,205	93,369	441	2	39	319	81
平23	1,502,802	85,659	456	1	42	316	97
平24	1,403,270	76,511	369	5	43	264	57
平25	1,314,140	76,962	340	10	31	241	58
平26	1,212,163	67,297	250	0	27	172	51
平27	1,099,048	61,665	359	0	27	262	70
平28	996,204	58,128	325	1	33	218	73
平29※	283,013	17,210	91	0	7	54	30

※その他には知能犯・風俗犯を含む。

※平成29年のデータは、4月末現在

## 逗子市防犯推進連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、逗子市防犯推進連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、市民、地域団体、事業者、行政機関等（以下「団体等」という。）が連携・協働して安全・安心なまちづくりを推進することにより、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる逗子市の実現を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する情報の交換及び連携の強化に関すること。
- (2) 自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりの普及及び啓発に関すること。
- (4) 犯罪の防止に配慮した環境整備の促進に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体等の委員で構成する。

- 2 協議会に加入又は退会する団体等は、その旨を文書にて会長に届け出るものとする。
- 3 やむを得ない事由により会議に出席できない委員については、構成団体等に属する他の者が代理で出席し、その審議に加わることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 削除

2 役員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表してその運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 削除

3 会長は、協議会において選任し、副会長は会議の同意を得て、会長が指名する。

4 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置き、顧問は協議会の運営に関し必要な助言を行う。

2 顧問は、逗子警察署長及び逗子市長とする。

(会議等)

第7条 協議会の会議は会長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者があたる。

4 会議の議事は、出席委員の総意により行う。

5 協議会は、毎年2回開催する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(議決事項)

第8条 次の事項は、協議会の議決を経なければならない。

(1) 活動方針(基本方針)に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成団体等以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、この協議会の事務分掌を所管する課等に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのないものについては、会長が協議会役員に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成20年8月14日から施行する。

2 協議会設立当初の会計年度は、第9条第2項の規定にかかわらず、協議会設立の日から始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成21年7月3日から施行する。

平成28年3月  
警察庁

### 自主防犯活動を行う地域住民・防犯ボランティア団体の活動状況について

平成27年12月末現在における自主防犯活動を行う地域住民・防犯ボランティア団体の結成状況、活動状況等について、都道府県警察を通じて調査したところ、その結果は次のとおり。

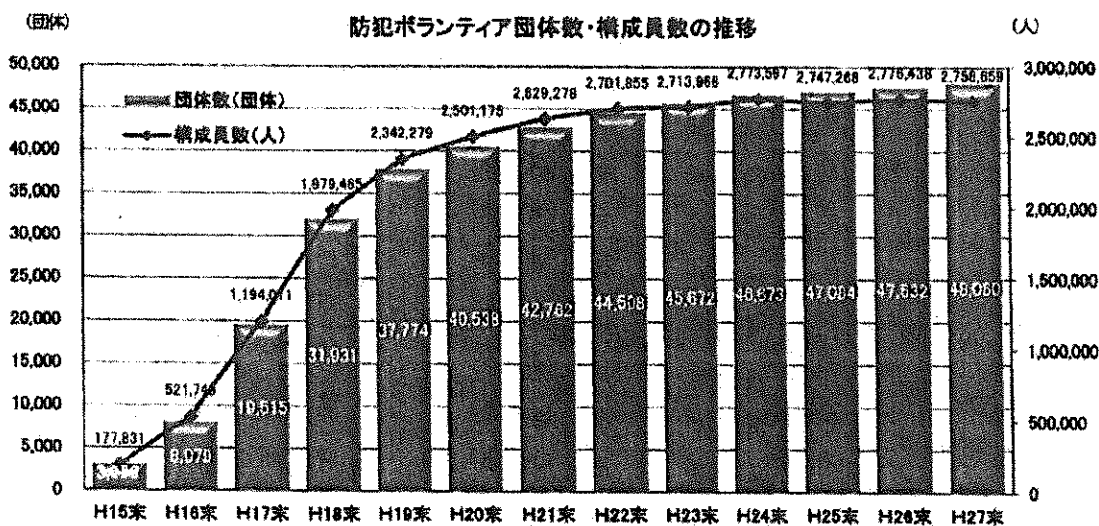
※ 平均して月1回以上の活動実績のある団体であり、かつ、構成員数が5人以上の団体

#### 1 防犯ボランティア団体の状況

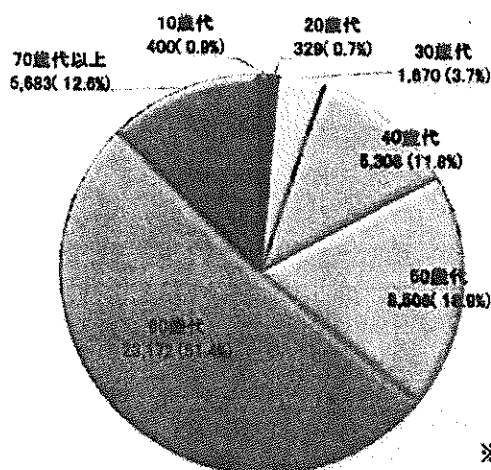
○ 団体数 48,060団体 (前年比+528団体 +1.1%)

○ 構成員数 2,758,659人 (前年比-17,779人-0.6%)

※ 都道府県別の数については別添参照



#### ○ 構成員の平均年代別団体数



※ 職域・事業者団体を除く